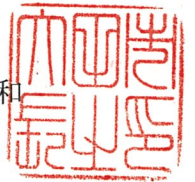


大田市公告第103号

重要文化財熊谷家住宅の設置及び管理に関する条例（平成18年大田市条例第7号）第5条、代官所地役人旧河島家の設置及び管理に関する条例（平成17年大田市条例第99号）第3条、代官所地役人遺宅宗岡家の設置及び管理に関する条例（平成30年大田市条例第1号）第3条に基づき、大森の町並み関連施設の管理を指定管理者に行わせるため、大田市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年大田市条例第61号）第2条の規定により、指定管理者になろうとする法人その他の団体を次のとおり募集する。

令和7年7月17日

大田市長 楫野弘和



記

1. 施設の概要

名称 大森の町並み関連施設

住所 大田市大森町ハ63番地他

2. 指定管理者の行う業務範囲

- (1) 施設の運営に関する業務
- (2) 施設及び設備等の維持管理に関する業務
- (3) 施設利用等に関する業務
- (4) その他市長が管理運営上必要と認める業務

3. 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

4. 申請方法

- (1) 大田市内に事務所を置く、又は置こうとする法人その他の団体、複数の団体等で構成されたグループなど
- (2) 応募期間  
令和7年8月4日（月）から令和7年8月18日（月）まで
- (3) 募集要項・仕様書  
大田市教育部石見銀山課にて配布するほか、大田市ホームページに掲載する